

浜田市告示第 47 号

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和 3 年浜田市告示第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 6 年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付けこ総政第 99 号こども家庭庁長官通知）」を「令和 7 年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日付けこ総政第 56 号こども家庭庁長官通知）」に改める。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に改め、同条第 3 項第 1 号中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に改める。

第 5 条第 1 項中「様式第 1 号の 1」を「様式第 1 号」に、「令和 7 年 2 月末日」を「令和 8 年 2 月末日」に改め、同項第 6 号中「契約書」を「契約書等」に改め、同条第 2 項中「令和 7 年 2 月末日」を「令和 8 年 2 月末日」に改める。

第 7 条第 1 項中「令和 7 年 2 月末日」を「令和 8 年 2 月末日」に改め、同条第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

第 10 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、同条第 1 号中「領収書」を「領収書等」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

別表引越費用支援事業の項中「する際に」を「する際（婚姻届出日以前に引越しをしたものについては、同日から 1 年前までに当該引越しをしたものに限る。）に」に、「支払い」を「支払」に改め、同表備考第 2 項中「令和 6 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

様式第 9 号中

「	「
(※) 本人が手書きしない	電話番号
場合は、記名押印してく	を
ださい。	に
電話番号	
」	」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 28 日から施行する。